

## 議事（２）地域審議会失効後の対応について

地域審議会失効後（平成30年度以降）も各種団体が集い地域課題等について話し合う場及び地区の声を聞く場として下記のとおり「(仮称)〇〇地区地域会議」を開催する。

### 【地域会議の概要（案）】

#### 1. 目的

地域会議は、地域の課題を把握するとともに、課題解決や地域の振興策等に向けた方向性を検討することを目的に開催する。

#### 2. 構成

地域内から選出した12名以内の委員で構成する。

#### 3. 会議

- ・会議は、自治振興課長又は各支所長が必要と認めるときに開催する。
- ・会議進行のため、座長1名、副座長1名を置き自治振興課長又は各支所長が指名する。
- ・必要に応じて市長が出席し、意見交換を行う。
- ・出席委員に対して謝礼を支払う。